

指定給水装置工事事業者更新制度について（お知らせ）

幸田町指定給水装置工事事業者の皆様へ

指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要となります。

去る平成30年12月、水道法の一部が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されました。**

この改正により、従来無期限であった指定の有効期限が5年間となり、事業者様におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要となります。更新手続きをしない場合は、**指定の失効**となりますのでご注意ください。

1 指定有効期間について

(1) 令和元年9月30日現在指定給水装置工事事業者である事業者様

本町より「新規指定を受けた時期」を基準に現在の指定有効期限が決まります。

有効期限は下表左欄の時期に対応する同表右欄の期間です。有効期限の近づいている事業者様には本町より更新の手続きについての通知をいたします。本町では事務処理等の煩雑化を避けるため、有効期限の範囲内での更新手続き期間を別途設定いたしますので、更新手続き期間までに手続きをしていただきますようお願いいたします。

指定を受けた時期	現在の指定有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日 【登録番号 1～25】	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日 【登録番号 26～75】	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日 【登録番号 76～90】	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日 【登録番号 91～113】	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日 【登録番号 114～131】	令和6年9月29日まで

(2) 令和元年10月1日以降に指定給水装置工事事業者になった事業者様

本町より新規指定を受けた日から5年間、指定が有効となります。なお、指定有効期限は、指定証にも記載されています。

2 申請時に必要な書類

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ②機械器具調書（様式第2）
- ③誓約書（様式第3）
- ④住民票の写し【個人】
- ⑤定款及び登記簿事項証明書【法人】
- ⑥給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し
- ⑦営業実態等に関する調査票

※④、⑤以外の書類は個人事業主、法人ともに提出が必要な書類です。

※①～③及び⑦の様式は、本町のホームページで取得できます。

※「指定給水装置工事事業者証」を新たに発行しますので、お持ちの「指定給水装置工事事業者証」を返却ください。

3 更新手数料

10,000円

4 更新申請受付期間

6月～8月 ※最終受付日は**8月31日**まで

5 更新が必要な事業者へは、本町から別に通知をいたします。

通知予定日：5月中旬ごろ

※令和元年10月1日以降に登録された事業者様は、更新期限の3ヶ月前までに通知をします。

6 営業実態等に関する調査について

指定更新の手続きの際に、以下の4項目について確認を行います。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績（過去5年以内）
- ②営業時間、漏水修繕、対応工事等の業務内容
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況（過去5年以内）
- ④適切に業務を行うことができる技能を有する従事者の状況（過去1年以内）

※確認した調査内容については、幸田町ホームページにて公表予定です。また、公表の可否については、各事業者様にて判断をいただきます。

※令和2年度は、更新の有無にかかわらず、すべての指定給水装置工事事業者を対象に調査を実施します。

※令和3年度以降については、更新の手続き毎に調査を行います。

【お問合せ】愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町役場上下水道部水道課工務グループ
電話番号 0564-62-1111（内線284）
FAX 0564-63-5169
メールアドレス suido@town.kota.lg.jp